

2008くらしのサポーター通信No.30

2008.11発行

ハイライト:

- 今月のテーマ : クーリング・オフの期間が過ぎても
- お知らせ : 改正特定商取引法
- 交流コーナー : コラム 一姫二太郎～人数か順番か～

クーリング・オフの期間が過ぎても

訪問してきた事業者から「クーリング・オフはできない」と嘘をつかれたためにクーリング・オフをしなかった、「クーリング・オフはしません」と誓約書を書かされた、「クーリング・オフしたい」と伝えたのに拒否された等、クーリング・オフを妨害された場合はクーリング・オフ期間が延長されます。

勧誘方法や契約内容に問題がある場合は、クーリング・オフ期間経過後でも法律の定めるところにより、契約を取り消すことができる場合があります。

特定商取引法で中途解約制度が設けられている商品やサービスもあります。

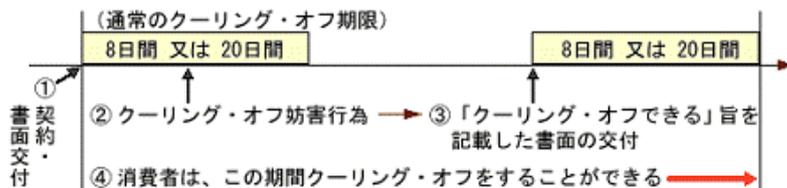
契約に不満がある場合は、あきらめずに、消費者情報センターにご相談ください。

1 クーリング・オフの妨害

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引（マルチ商法）及び業務提供誘引販売取引については、事業者がクーリング・オフを妨害した場合は、クーリング・オフの期間が延長されることになります。

事業者が消費者にクーリング・オフについて嘘をついたり、脅したりしてクーリング・オフの妨害をした場合で、消費者が事業者の妨害行為により誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかったときは、クーリング・オフの起算が始まりません。

事業者が改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を交付した場合は、その時から改めてクーリング・オフの期限が設定されます。



2 勧誘方法・契約内容

勧誘方法や契約内容に問題がある場合は、特定商取引法や消費者契約法、民法により、契約を取り消すことができる場合があります。

次のような場合に、契約を取り消すことができるようになります。

(1) 不実告知（重要事項について事実と異なることを告げること）

例：「当会の通信教育講座を修了すれば、国家試験が科目免除になります。」と言われ契約したが、科目免除の話は嘘であった。

(2) 断定的判断の提供（将来の不確実な事項について断定的な説明をすること）

例：「絶対にもうかる。損はさせない」といわれて先物取引をはじめたのに、大損をした。

(3) 不利益事実の不告知（わざと不利なことを隠して勧誘すること）

例：日当たり良好と言われたマンションの一室を買ったが、入居後まもなくビル建設工事が開始され、日当たりが悪くなってしまった。業者はビルが建設されることを知っていたが、告げなかった。

(4) 事業者の不退去（「帰ってほしい」と主張しても居座られること）

例：セールスマンが家で2時間も粘り、「いかないから帰ってください」と言っても帰らず、根負けして契約してしまった。

(5) 消費者への退去妨害（「帰りたい」と主張しても帰らせてもらえないこと）

例：営業所で商品の説明を受けていたが、つまらない商品のようなので「いかないです。帰りませう。」と言ったところ、社員数人に取り囲まれてしまった。怖くて契約せずに帰れる状況ではないので、契約してしまった。

3 中途解約

特定継続的役務提供と連鎖販売取引（マルチ商法）は、特定商取引法により中途解約ができます。

(1) 特定継続的役務提供

エステティックサービス、外国語会話教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手紹介サービスの6業種については、契約金額が5万円を超え、契約期間が2か月を超えるもの（エステティックは1か月を超えるもの）が法律の対象となります。

これらの6業種について特定商取引法は、クーリング・オフ期間経過後でも、理由にかかわらず中途解約をすることができる旨定めています。ただし、一定の解約手数料を負担しなければならない場合があります。

(2) 連鎖販売取引（マルチ商法）

連鎖販売取引は、いわゆるマルチ商法と言われ、販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入ると言う商法です。勧誘時のもうけ話とは違い、思うように加入者を得られず、多額の借金や売れない商品を抱えることがほとんどです。

マルチ商法の契約をした場合、契約書を受け取った日、または再販売商品を受け取った日のどちらか遅い日から20日間はクーリング・オフ制度により無条件で解約できます。クーリング・オフ期間経過後は中途解約ができ、入会后1年未満である等、一定の条件を満たせば、その商品を返品して、購入価格の90%相当額の返金を受けることができます。

くらしのサポーターの皆さんへ

消費者契約に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

迷惑「電子メール広告」規制が強化されます

電子メール広告については、拒絶者への送信が禁止されているにもかかわらず、迷惑広告メールに関する苦情の件数が増加傾向にありました。

そこで、特定商取引法を改正し、12月1日から、あらかじめ請求や承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供を禁止することとしました。

事業者から電子メール広告を受けることを請求や承諾した覚えがないにもかかわらず、電子メール広告を受信した場合は、

- ① (財)日本産業協会まで情報提供をしていただくか
- ② お近くの経済産業局または消費者情報センターの相談窓口にご相談ください。

くらしのコラム

一姫二太郎～人数か順番か～

一姫二太郎とは、子どもは出来れば3人くらい欲しいもので、男の子が2人、女の子が1人であるのが理想である。跡取り息子がおり補欠の男子がおればお家は安泰であるということだ。

これに対して、昔は乳幼児の死亡が高く、中でも男の子は熱を出したり、引き付けを起こしたり、と育てるのが難しかった。だから始めに女で子育ての訓練をして二番目に男の子を育てるのが理想だという説もある。これも多くの方の認めるところだ。

ちょっと差別的であり言われたいが、一番目に女の子が生まれた時に「二番目は男の子ですよ」と慰めたのだ、と古い本には書かれている。諺さえ時と時代で微妙に変化していくものである。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

11月28日に実施したくらしのサポーター研修会に30名の方々がご参加くださいました。ありがとうございました。特定商取引法等の改正や問題商法への対応、センターに対し貴重なご意見もいただき、とても熱心なサポーターの皆様の思いにふれることができました。

年明けには県南部と県西部で研修会を開催します。多くのサポーターの方の参加をお待ちしています。